

～農業所得の申告のしかた～

令和7年分農業所得を申告される方は、収支内訳書の作成が必要です。家庭菜園だけなど自家消費のみの方は農業所得を申告する必要はありません。確定申告をされる方は収支内訳書を税務署に提出してください。

収支内訳書の作成

(1) 農業収支計算の前に確認していただきたいこと

- 農業所得は、暦年で計算します。(令和7年1月1日～12月31日)
- 農業申告は、経営主などが行い、同一生計内の家族の収入、経費をまとめて申告します。

(2) 収入金額の各科目の具体例（内訳は裏面に記入）

科 目		内 容 等
①	販 売 金 額	農作物を出荷・販売した品目別に集計します（契約米、クズ米）。JA、自主流通、市場、無人市、個人販売など、肉用牛売却証明書。
②	家事・事業消費	家事および事業のため消費するものの額（収穫－販売）を計上します。収穫時の年の収入として販売価格などを参考に計算します。保有米の袋数もメモなどで控えておきましょう。
③	雑 収 入	上記以外の農業関連収入などを計上します。米精算金、共済受取金、耕作受託料、補助金、中山間直払交付金、営農組合収入（利益配分金）、電柱敷地料など。

(3) 必要経費の科目の具体例（抜粋）

科 目		内 容 等
⑧	雇 人 費	常雇、臨時雇人費などの労賃や賃費（家族への支払いは含まない）
⑨	小作料・賃借料	農地賃借料、農機具などの賃借料、共同施設利用料
⑩	減 価 償 却 費	取得価額10万円以上の建物、機械、貨物自動車等、用水路や地下排水など農業施設の工事費（取得価額や工事費を耐用年数内で均等に経費算入します。収支内訳書裏面で別途計算）
⑪	利 子 割 引 料	農業用の借入金に係る支払利息（元金は経費に入らない）
⑫	租 税 公 課	農業部分の固定資産税、軽自動車税（使用割合）、水利費、農協組合費（出資金・増資は入らない）
⑬	種 苗 費	種もみ、種子苗などの購入費用
⑭	肥 料 費	肥料の購入費用
⑮	農 具 費	鋤、鎌、台車、刈り払い機、ポンプなど取得価額が10万円未満の農具の購入費用
⑯	農 薬 衛 生 費	農薬の購入費用、共同防除費など
⑰	諸 材 料 費	ビニール、繩、すくも、杭、畔波などの購入費
⑱	修 繕 費	農機具、農業用自動車、建物などの修理に要した費用や車検費用（使用割合）
⑲	動 力 光 熱 費	農業に要した電気、水道、燃料などの費用（使用割合・生活用と分ける）
⑳	農業共済掛金	水稻、果樹、家畜の共済金、価格補てん負担金・拠出金など
㉑	土 地 改 良 費	土地改良事業の費用や客土費用（受益者負担金10a当たり上限1万円）
㉒	雑 費	農業経営上の費用で他の経費に当てはまらない経費・中山間・営農組合の経費（損失配分金）など

↑ 記号番号は、収支内訳書の番号と対応しているため、集計後は収支内訳書の同じ記号番号の欄に転記してください。

(4) 主な資産の耐用年数および償却率

種類	用途・構造	細 目	耐用年数	償却率 (新定額法)
建 物	木 造	倉庫用・作業場	15年	0.067
	簡 易 建 物	掘っ立て造り・仮設	7年	0.143
機 械 具	農業機械・器具	トラクター・運搬車・ロータリー・コンバイン もみすり機・乾燥機・田植機など	7年	0.143
器 具 備	ビニールハウス	金属製（仮設）	10年	0.100
		金属製（常設）	14年	0.072
車両 運搬具	一 般 用	軽貨物自動車	4年	0.250
		普通貨物自動車	5年	0.200

【新定額法の計算方法】減価償却費は、国税庁のホームページ「確定申告書等作成コーナー」でも計算できます。

$$\text{資産の取得価額} \times \text{償却率(耐用年数)} \times \frac{\text{所有月数}}{12} \times \text{農業専用割合(使用割合)} = \text{その年の減価償却費}$$

令和7年度 農業収支作成相談会

農業収支内訳書の作成を支援する相談会を開催します。農業所得の申告で分からぬところがある方、農機具等に変更（購入・廃棄など）があり、減価償却費の計算について分からぬところがある方は来場してください（申告相談の際に農業相談は行いません）。

日程 【受付時間】 8:30～15:00 (2/9 吉田町、2/12 掛合町のみ 12:30～15:00)

大東町（大東地域交流センター）		加茂町（加茂健康福祉センター）		木次町（木次総合センター）	
日 時	対 象	日 時	対 象	日 時	対 象
2/6 （金）	午前 大東	2/3 （火）	午前 立原・近松・加茂中	1/30 （金）	午前 木次・新市・宇谷
	午後 春殖		午後 大西・南加茂・宇治・神原		午後 下熊谷・東日登
2/9 （月）	午前 幡屋	2/5 （木）	午前 大竹・延野・大崎・猪尾	2/2 （月）	午前 西日登
	午後 幡屋・阿用		午前 昭和・砂子原		午後 寺領
2/10 （火）	午前 佐世	2/5 （木）	午後 三代・岩倉・東谷	2/3 （火）	午前 上熊谷・里方・山方
	午後 佐世・久野				午後 湯村・平田
2/12 （木）		吉田町（吉田総合センター）		掛合町（掛合交流センター）	
午前 海潮	午後 海潮・塩田	日 時	対 象	日 時	対 象
三刀屋町（三刀屋交流センター2階）		2/9 （月）	【受付時間】 12:30～15:00	2/12 （木）	【受付時間】 12:30～15:00
			午後 芦谷・杉戸・梅木・菅谷 高殿		午後 入間・穴見・波多・松笠
2/4 （水）	午前 飯石地区	2/10 （火）	午前 曽木・上山・深野・川手	2/13 （金）	午前 多根
	午後 中野地区		午後 川尻・大吉田・宇山・民谷 上町・下町・川原町		午後 掛合
2/5 （木）	午前 殿河内・里坊・坂本（鍋山）				
	午後 乙加宮・根波別所				
2/6 （金）	午前 三刀屋地区・古城・伊萱				
	午後 給下・高窪				

牛飼養農家（免税牛所得）の方

市役所本庁舎2階で水稻も併せて収支相談を実施します。各町開催の相談会への参加は不要です。別途、送付している案内を確認してください。

税務課からのお願い

- ①自宅で科目ごとの集計は済ませて来場ください（集計表は市ホームページに掲載しています）。
- ②電卓、筆記用具を持参してください。
- ③体調が悪い場合は来場をお控えください。

減価償却費の明細書

明細書が必要な方は、農業収支作成相談会にお出掛けください。

1月下旬から電話にて金額のみの回答もできます。税務課までお問い合わせください。

収支内訳書の提出

申告相談時に提出することができますが、できるだけ早い提出をお願いします。

市で農機具などの減価償却資産を登録しておられる方で、令和7年中に購入や廃棄がない場合は、減価償却費の欄に記載がなくても提出していただけます。

農業収支作成相談会	本庁舎2階税務課	郵 送
提出のみの場合は、受け付けが不要となります。	提出のみ受け付けます。	〒699-1392 雲南省木次町里方521-1 雲南省役所 税務課 宛て

お知らせ

農業所得の申告の集計の仕方や収支内訳書の記載方法を公開します。ぜひ、収支内訳書の作成の際にご利用ください。

◆「農業所得の申告～収支内訳書の作成方法～」 雲南夢ネット11ch

1月に放送予定です。雲南夢ネット番組表をご確認ください。

◆雲南省ホームページ「農業を営む皆様へ～農業所得の申告方法～」

URL : <https://www.city.unnan.shimane.jp/unnan/kurashi/zeikin/juuminzei/nougyousyotoku.html>

令和〇年分収支内訳書(農業所得用)

(あなたの本年分の農業所得の計算内容をこの表に記載してください。) (記載して確定申告書に添付ください。)

提出用

この収支内訳書は機械で読み取
りますので、黒のボールペンで
書いてください。

令和一年分以降用

住 所	業種名	依頼税理士等	事務所所在地
フリガナ 氏名	農園名	電話番号	氏名(名称) 電話番号

令和 年 月 日

(自 □□月□□日 至 □□月□□日)

○雇人費の内訳

氏名・住所又は作業名	日数	現物	合計	所得税及び復興特別 税率の源泉徴収税額
	延日	円	円	円

科 目	金額 (円)	科 目	金額 (円)
販売金額 ①		修繕費 ⑪	
事業消費金額 ②		動力光熱費 ⑫	
雜收入 ③		作業用衣料費 ⑬	
小計 ④		農業共済掛金 ⑭	
金額 ⑤		荷造運賃手数料 ⑮	
農産物の棚卸高 期末 ⑥		土地改良費 ⑯	
(④+⑤+⑥) ⑦		その他(人分) ⑰	
雇人費 ⑧		計 ⑱	
小作料・賃借料 ⑨			
経減価償却費 ⑩			
貸倒り金 ⑪			
利子割引料 ⑫			
租税公課 ⑬			
その他の経費 ⑭			
利子割引料 ⑮			
租税公課 ⑯			
その他の経費 ⑰			
肥料費 ⑱			
飼料費 ⑲			
畜苗費 ⑳			
その他の素畜費 ㉑			
肥料費 ㉒			
飼料費 ㉓			
畜苗費 ㉔			
その他の肥料費 ㉕			
農産物の棚卸高 期末 ㉖			
経費計 ㉗			
小計 ㉘			
(㉗+㉘までの合計+㉙) 専従者控除前の所得金額 ㉚ (㉛-㉜)			
専従者控除 ㉛			
所得金額 ㉕			
農業生産費 ㉖			
諸材料費 ㉗			

○小作料・賃借料の内訳

支払先の住所・氏名	小作料等の別	面積・数量	支払額
	2・kg	円	円

○事業専従者の氏名等

氏名(年齢)	統柄	従事月数
(歳)		月

〔税務署整理欄〕

〔税務署整理欄〕

○収入金額の明細

令和二年分以降用	
農産物等の種類品名等	作付面積 (頃/ヘクタール)
	a

○減価償却の計算

(注) 平成19年4月1日以後に発行された領収書は、領収印を記入して下さい。

○累積：牛馬等の資成費用の計算（販売用の牛馬、受託した牛馬は除きます。）

◎本年中ににおける特殊事情

Journal of Health Politics, Policy and Law, Vol. 29, No. 2, April 2004
DOI 10.1215/03616878-29-2 © 2004 by The University of Chicago